

令和5年10月1日から



岡崎市からのお知らせ

事業所から出る可燃ごみの

ごみ処理手数料が変わります。

改定前

100円 / 10kg



改定後

200円 / 10kg

収集業者に処理委託している事業者の皆様へ

事業所から出た可燃ごみ（事業系一般廃棄物）を収集業者に処理委託している事業者の皆様は、今回の改定内容を収集業者にご確認いただき、ごみ処理に係る適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いします。

事業系一般廃棄物を収集業者に委託して処理する際の費用の流れ

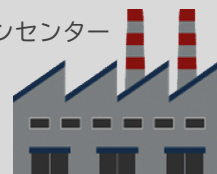
事業者



収集業者



クリーンセンター



処理委託料金
(事業者 → 収集業者)

ごみ処理手数料
(収集業者 → 岡崎市)

この料金を改定

事業系ごみを出すときの注意点

1. 事業系ごみは 地域のごみステーションに出すことができません。
2. 事業系一般廃棄物は 収集業者に委託、または自らごみ処理施設に搬入してください。
3. 事業系一般廃棄物は 青色透明、または青色半透明の袋に入れてください。
(収集業者に委託する場合、自らごみ処理施設に搬入する場合どちらも対象です。)
4. 事業所から出る古紙は ごみ処理施設に搬入できません。

Q. どうしてごみ処理手数料を改定するのですか？

A. 岡崎市は以下の課題を抱えており、それらの課題を解決するためにごみ処理原価を基本として、近隣市との均衡を図ったごみ処理手数料に改定することとしました。

ごみ処理原価との乖離^{かいり}

世界的な燃料高騰などによってごみ処理原価（ごみ処理に掛かる費用）が増加しており、現行のごみ処理手数料との間に隔たりが発生しています。

県内自治体との均衡性

三河地区のごみ処理手数料は尾張地区に比べて安価な傾向にあり、市域外からのごみの流入や不法投棄の増加などの問題が懸念されます。

広域ごみ処理施設の建設

令和12年度から西尾市、幸田町と広域ごみ処理を開始する予定であり、新施設の建設費など将来的な経済負担を減らすためにごみの減量が必要です。

温室効果ガスの削減

ゼロカーボンシティを実現していくために、ごみ処理施設から発生するCO₂など温室効果ガスの削減が必要です。

Q. 事業系ごみとは？

A. 規模の大小や営利目的の有無を問わず、あらゆる事業活動を営むものから発生したごみ、以下のとおり「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた20品目の廃棄物

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除くもの

産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処分をそれぞれ委託し、適正に処理してください。

一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託、または自らごみ処理施設に搬入してください。

※ 産業廃棄物は ごみ処理施設(クリーンセンター)では受け入れできません。

(問合せ先：愛知県産業資源循環協会 ☎ 052-332-0346)

※ リサイクル推進のため、事業所から出る古紙は古紙取扱い業者へ搬入してください。

(問合せ先：岡崎資源回収協同組合 ☎ 0564-83-6930)

Q. ごみ処理手数料の改定や事業系ごみの処理方法を詳しく知りたい。

A. 詳しい内容は岡崎市ホームページでご確認いただけます。



「ごみ処理手数料の
改定について」



「事業系ごみの
処理方法について」

問合せ先	(ごみ処理手数料の改定について) ごみ対策課	☎ 0564-23-6723
	(事業系ごみの処理方法について) 廃棄物対策課	☎ 0564-23-6876
	(ごみ処理施設への搬入について) 清掃施設課	☎ 0564-27-7153